

神奈川県ゴルフ協会

2022年 大会競技規則（ローカルルール、競技の条件、注意事項）

神奈川県ゴルフ協会が主催する競技においては、（公財）日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（以下「規則」という）と、このローカルルールおよび競技の条件を適用する。この大会競技規則に記載のない事項や追加変更がある場合は、特別ローカルルールまたは競技会場での掲示物により掲載されるので必ず参照すること。

*朱書き部分が追加箇所

【ローカルルール】

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

アウトオブバウンズは白杭の内側の地表レベルの点で定められる。競技者の打球が目的ホールの白杭を結ぶ線を越えて隣接ホールに止まつた場合はアウトオブバウンズとする。

2. 異常なコース状態（規則 16.1）

- (a) 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。競技者は規則 16.1 a を適用する。本項の違反の罰は一般的の罰。
パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、ジェネラルエリアの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 16.1 b の救済を受けることができる（スタンスへの障害は除く）。
- (b) 排水溝
(c) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）。
(d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部とみなす。
(e) 動かせない障害物と白線でつながれている区域（その動かせない障害物の一部とみなす）
(f) 距離標示用の人工のヤーデージマーク（パッティンググリーン前後のものも含む）
(g) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
(h) 黄黒の縞杭
(i) 道路に隣接する轍（わだち）は道路の一部とみなす。
(j) 複数の動かせない障害物が接している場合、それらはひとつの動かせない障害物として扱われる。
(k) プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合
イ. ジェネラルエリアの球の場合、そのプレーヤーは規則 16.1 b に基づいて救済を受けることができる。
ロ. パッティンググリーン上の球の場合、そのプレーヤーは規則 16.1 d に基づいて救済を受けることができる。
しかしその継ぎ目が、プレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

3. 電磁誘導カート用軌道（プレー禁止区域、異常なコース状態）

電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道及び軌道間は全幅をもってプレー禁止の修理地とし、その上に球がある場合、競技者は規則 16.1 f を適用しなければならない。但し、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることができる。本項の違反の罰は一般的の罰。

4. 保護フェンス

コース内の保護フェンスに球が近接しているために、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合。規則 16.1 により処置するときは、その障害物の中や下や上を通さずに、救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

5. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16.1 c (2)、17.1 d (2)、19.2b、19.3b）によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブルengs 以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2回目のドロップであっても、規則 14.3 c (2) を適用することができる。

6. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え

規則 4.1 b (3) は次のように修正される：

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1 b (4) に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1 c (1) の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。このローカルルールの違反に対する罰 - 規則 4.1 b 参照

7. コースと不可分なもの 以下の物は不可分の物であり、無罰の救済は認められない。

- (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
(b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

8. 恒久的な高架ケーブル

球が恒久的な高架の電線、電話線、支柱、支線、塔、あるいはケーブルに当たった場合、またはわかっているか、事実上確実な場合、そのストロークは取り消され、競技者は規則 14.6（前のストロークをした箇所から次のストロークをする場合）にしたがって、罰なしに、直前のストロークを行った場所から球をプレーしなければならない。球がすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

9. クラブと球の規格

- (a) ストロークを行うために使うドライバーは、R & A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。
(b) ストロークを行うときに使用する球は、R & A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

10. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない。

伝統的なスパイクーすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋸を有するスパイク（メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない）。

このローカルルールの違反に対する罰：規則 4.3 参照

11. プレーのペースについて（規則 5.6a）

スロープレーに対する罰は次のようにする。ストローク毎に割り当てられる最大時間は 40 秒とする。但し、最初にショットするプレーヤーは 50 秒とする。時間は個人を特定して計測する。

初回の違反：警告

（その組がバー4 やバー5 のティーイングエリアに到着した時点でそのホールが完全に空いているとき、また、正当な理由がなくその組が委員会より注意を受けたとき）

2回目の違反：1 打

3回目の違反：2 打

その後更に同じ違反があった場合：競技失格

12. プレーの中止と再開（規則 5.7）

(a) 即時中断（落雷等、切迫した危険がある場合）

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。このローカルルールの違反に対する罰は競技失格。

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるよう要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中止（日没やコースがプレー不能）

規則 5.7b、c、d にしたがって処置すること。

(c) プレーの中止と再開の合図

即時中断 : 1 回の長いサイレン

通常の中止 : 3 回の短いサイレン

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン

と同時に、本部より競技委員およびキャディーの無線を通じてプレーヤーに連絡する

13. 練習（規則 5.2）

(a) ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

(b) 【2日間以上におよぶ競技のみ】プレーヤーはラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはならない。

14. キャディー

プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：違反があった各ホールに対し一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間に起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。但し、ジュニア競技については委員会が別途定める。

15. 行動規範

競技委員会は規則 1.2 に基づき、すべての競技関係者、キャディー等への暴言等を含めたエチケットの重大な違反(国、地方自治体、ゴルフ協会が定める新型コロナウィルス感染防止対策に従わない)や非行があったプレーヤーに対して日本ゴルフ協会が定める「行動規範」により罰を課すことができる。

【競技の条件】

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定で定められる参加資格を満たしていかなければならない。

2. 委員会の裁定

競技委員会はローカルルール、競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、委員会の裁定は最終である。

3. タイの決定

タイの決定方法は競技規定で定める。

4. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する（プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす）。

5. 競技終了時点

競技委員会が作成した成績表に委員長の確認・署名が行われた時点をもって競技終了とみなす。

【注意事項】

①ローカルルールまたは競技の条件に追加、変更のあるときはスタートに掲示して告示する。

②悪天候等により委員会が競技途中中止を決定した場合、9 ホール終了時点で競技を成立させることがある。

③スタート時刻 30 分前までには必ず受付を完了すること。遅れた場合出場できない場合がある。

④競技当日の欠場連絡は、自身のスタート時間の 30 分前までに競技会場にすること。

事前欠場の連絡は前日までにゴルフ協会（045-680-5621 平日 18 時まで）へ。土・日・祝日の翌日が競技日の場合は、協会が休みのため直接、競技会場へ連絡すること。メール・FAX での欠場連絡は受け付けない。

⑤打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱または1コインを限度とする。

⑥アプローチおよびバンカー練習場の使用は禁止する。

⑦プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不適に空けないこと。

⑧ローカルルール 10 項で規制されるシューズ以外でも、グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。

⑨コース内に練習器具の持ち込みを禁止する。また、補助ゴルフバッグの持ち込みを禁止する。

⑩コース内のスマートフォン及び携帯電話などの通信機能の使用を禁止する。

⑪キャディバッグは 9.5 インチ以内、重量は 12kg 以内とする。

⑫開催コースのドレスコードを順守すること。クラブハウス入場時は必ず上着を着用すること。

⑬クラブハウス内指定場所以外での持ち込み飲食を禁止する。

⑭競技委員会は、競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加を取り消すことができる。